

消防予第 76 号
令和 8 年 3 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

防災性能に係る耐洗たく性能の基準の一部を改正する件について (通知)

日本産業規格 (JIS) では、これまで水質の環境基準や排水基準等の試験方法として「K0101 (工業用水試験方法)」、「K0102 (工場排水試験方法)」が採用されていましたが、試験項目が多く改正作業が非常に煩雑で、技術動向に即したタイムリーな改正が困難という課題があったため、類似する 2 つの規格を統合した上で試験対象分野毎に分冊化し、新たな規格として全 5 部からなる「JIS K0102 規格群 (工業用水・工場排水試験方法)」が制定されました (令和 6 年 10 月 21 日までに公示済み)。従前の「K0101 (工業用水試験方法)」については、令和 8 年中に廃止される予定です。

これに伴い、防災性能に係る耐洗たく性能の基準 (昭和 48 年消防庁告示第 11 号) について、同基準で引用している「K0101 (工業用水試験方法)」を統合後の同等の規格である「K0102-3 (工業用水・工場排水試験方法一第 3 部: 金属)」に別添のとおり改正するものです。

各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村 (消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。) に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 施行期日に関する事項

改正告示は、令和 8 年 3 月 18 日から施行すること。

第二 経過措置に関する事項

経過措置なし。

(連絡先)
消防庁予防課
担当: 川合、谷川、櫻川
TEL: 03-5253-7523

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）別表第一の二の二の規定に基づき、防炎性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和四十八年消防庁告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十八日

消防庁長官 大沢 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第三 洗たくの方法 洗たくの方法は、水洗い洗たく及びドライクリーニングによる方法とし、次に掲げるところに よらなければならない。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 水洗い洗たくは、次の(一)に定める洗たく機等（水洗い洗たく機、脱水機及び乾燥機をいう。 以下同じ。）を用い、次の(二)に定める洗たく方法により行うこと。ただし、これらによる方 法と同等以上の洗たく性能を有する方法により行う場合は、この限りでない。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>(二) 洗たく方法</p> <p>イ 温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項 の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇二―三（工業用水・工場排水試験方法―第 三部・金属）に定める全硬度の測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が 五ミリグラム毎リットル以下のものに限る。以下同じ。）ーリットル当たり日本産業規格 K三三〇三（粉末洗濯石けん）に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入 した液（以下「洗たく液」という。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるま で入れること。</p> <p>〔ロ〕へ 略</p> <p>〔三〕 略</p>	<p>第三 洗たくの方法 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>(二) 洗たく方法</p> <p>イ 温水（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十条第一項 の日本産業規格をいう。以下同じ。）K〇一〇一（工業用水試験方法）に定める全硬度の 測定方法により測定した場合に炭酸カルシウム換算濃度が五ミリグラム毎リットル以下の ものに限る。以下同じ。）ーリットル当たり日本産業規格K三三〇三（粉末洗濯石けん） に定める無添剤の粉末洗たく石けん一グラムの割合で混入した液（以下「洗たく液」とい う。）を、洗たく槽に十四センチメートルの深さになるまで入れること。</p> <p>〔ロ〕へ 同上</p> <p>〔三〕 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。